

広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札実施要領

平成27年10月19日制定

平成28年10月31日改定

(趣旨)

第1条 この要領は、広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定に関する規程（平成27年広島中央環境衛生組合訓令第1号。以下「選定規程」という。）第1条に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の条件付一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号工事 建設工事で請負対象設計金額（税込）が3千5百万円以上のもの
- (2) 2号工事 建設工事で請負対象設計金額（税込）が130万円以上3千5百万円未満のもの

(対象工事)

第2条 本競争入札の対象となる建設工事（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、広島中央環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 建設工事で、請負対象設計金額（税込）が130万円以上のもの

2 本競争入札は、最低制限価格を設定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領（平成27年10月19日制定。以下「低入札要領」という。）を適用する案件においては、調査基準価格を設定するものとする。

(入札の方法)

第3条 本競争入札は、原則、紙入札により行うものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第4条 本競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札に参加するために必要な資格（以下「資格要件」という。）として次の各項を満たす者であること。

2 入札参加者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6ヶ月以内に手形小切手の不渡りを出した者
 - (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、東広島市、竹原市及び大崎上島町の指名除外措置を受けている者
 - (6) 建設工事にあたっては、対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
 - (7) 施行令第167条の4第2項に該当する者で、管理者が入札に参加させないこととした者
- 3 管理者は、前項に規定するもののほか、次の事項を加えることができるものとする。
- (1) 対象案件の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、施工に際して必要と認める次の事項について、条件を満たす者であること。
 - ア 建設工事
 - (ア) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - (イ) 建設業法第3条第1項で許可を受けた営業所（以下「営業所」という。）又は建設業許可申請書別表又は別紙2の「主たる営業所」欄に記載されている営業所、及び登記されている本店の所在地並びにそれらの設置期間
 - (ウ) 選定規程第3条第1項に規定する種類別格付基準を基本とした総合評定値、等級別格付、業種別年平均完成工事高
 - (エ) 施工実績
 - (オ) 配置予定技術者の資格及び経験又は実績並びに兼務状況
 - (カ) その他必要と認める事項
- 4 前項の規定にかかわらず、2号工事においては、前項第1号ア（オ）を「契約後配置する技術者の資格等」と読み替えるものとする。

（入札公告）

第5条 対象案件を本競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び広島中央環境衛生組合契約規則（平成21年規則第17条）は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第6条各号の例により規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札後資格確認を行うことに関する事項
- (2) 設計図書の閲覧・配布方法に関する事項
- (3) 広島中央環境衛生組合予定価格等の事前公表の実施に関する事務取扱要領（平成27年10月19日制定）第2条第1項及び第2項により公表することとした予定価格

2 管理者は、前条及び前項の規定により公告内容を定めたときは、選定規定第5-4条に規定する広島中央環境衛生組合建設工事請負業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けることとする。

3 公告は、広島中央環境衛生組合ホームページへの掲載及び広島中央環境衛生組合掲示板において行うものとする。

(入札の参加)

第6条 本競争入札に参加しようとする者は、管理者が定める期間内に入札するものとする。

(資格要件確認資料の提出)

第6条の2 資格要件確認書提出依頼書を送信又は送付された入札者は、速やかに公告に定める資格要件確認資料を提出しなければならない。ただし、入札公告において資格要件確認資料の提出が必要とされていない場合は、この限りではない。

2 前項の規定による資格要件確認資料を相当の間提出しない場合は、当該入札を無効とする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第7条 管理者は、特定建設工事共同企業体に建設工事を発注する場合において、第5条の規定に基づき公告した資格要件を有する者から他の入札参加資格者の状況を求められた場合は、一覧表を配布するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要領に定めるもののほか広島中央環境衛生組合建設工事に係る共同企業体運用基準（平成27年10月19日制定）等の定めるところによる。

(配置予定技術者)

第8条 配置予定技術者は、開札日の前日時点を基準として配置可能な者とする。

2 前項に定める配置可能な者の判断基準は、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 建設工事にあつては、開札日以降に、公告で定める件数を超えて配置されていないこと。
- (2) 資格要件で定める資格、経験及び実績を有していること。
- (3) 開札日以前において申請者との間に第3者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が当該日から起算して3ヶ月以上連続して存在すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

3 1号工事においては資格要件確認資料の提出後に配置予定技術者の変更をすることはできない。

4 落札決定がなされたにもかかわらず配置予定技術者を配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行うこととする。

5 1号工事の施工に当たり、落札者は配置予定技術者とした者を技術者として配置しなければならないとする。ただし、病休、死亡又は退職等の極めてやむを得ない特別な事情がある場合に限り、同等の資格・経験等を有する別の者を当該案件に配置することができるものとする。

6 2号工事の施工にあつては、落札者は契約後配置する技術者の資格等を満たす者を配置しなければならない。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象案件の設計図書の閲覧は、設計図書の閲覧を希望する者に対して、公告に定める期間内において配布することにより実施する。

2 公告に定める期間内において設計図書を受領していない者が入札を行った場合、その入札は無効とする。

3 対象案件の設計図書に係る質問及び回答は、公告に定める時期及び場所において実施することとする。

(費用の負担等)

第10条 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

2 提出された資格要件確認資料等は、返還しないものとする。

(入札の打切り)

第11条 管理者は、本競争入札を行った結果、落札者が決定しないときは、本競争入札の再手続きを行うものとする。

2 管理者は、前項の再手続きにおいても落札者が決定しない等の特段の事情がある場合は、前項にかかわらず指名競争入札又は随意契約の手続きができるものとする。

(落札者の決定)

第12条 管理者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。ただし、落札候補者が複数あった場合、くじ引きを実施し、1者の落札候補者を選定するものとする。）について第4条に規定する資格要件の確認を行うこととする。ただし、2号工事においては、第4条第3項第2号ア（オ）の確認は行わないものとする。

2 前項の確認の結果、落札候補者が資格要件を満たしていることが認められた場合は、当該者を落札者とする。

3 落札候補者が資格要件を満たしていないことが認められた場合は、当該者の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効に入札した他の入札者の中から、無効となる者を除き、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、第1項の確認を行う。

4 前項の確認は、第2項に定める落札者があった時点又は落札候補者がいなくなった時点で終了するものとする。

5 前項に規定する決定は審査会の審査を受けたうえで決定するものとする。ただし、審査会が認める場合は、管理者が落札者を決定した後、審査会への事後報告をもって足りるものとする。

(低価格入札者があった場合の取り扱い)

第13条 前条において落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、前条の確認の前に、低入札要領第8条に定める調査を行うものとする。この場合において、落札候補者が調査の結果、要件を満たし、かつ、低入札要領第9条のいずれかにも該当しないことが確認できたときに、前条の確認を行うものとする。

2 前項の規定により、前条の確認を行うこととしなかった者の入札は無効とする。

3 前2項の規定は、前条第3項の規定により落札候補者となった者の入札が、調査基準価格を下回る場合についても適用する。

(理由の説明)

第14条 第12条第3項及び前条第2項の規定により無効の入札とされた者は、落札決定を行った日から起算して2日（土日及び祝日を除く。）以内に、管理者にその理由の説明を求めることができる。

2 前項の規定により理由の説明の請求があった場合、管理者は適当な手段によりその説明を行うものとする。

（入札結果の通知）

第15条 管理者は、本競争入札により契約の相手方を決定した場合は、当該入札参加者に対して入札結果の通知を行うものとする。入札結果の通知は落札者に対して電話又はファクシミリ等により行うものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、本競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

2 この要領の施行に関し必要な様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月31日から施行する。